八十九　介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
第二十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵中「通所介護費等算定方法第三号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十七号」と読み替えるものとする。
九十　介護予防短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第四号の規定を準用する。
九十一　介護予防短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
第二十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑴㈡中「通所介護費等算定方法第四号イ」とあるのは、「通所介護費等算定方法第十八号」と読み替えるものとする。
九十二　介護予防短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第四号の規定を準用する。
九十三　介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第四号の規定を準用する。
九十四　介護予防認知症対応型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
第三十三号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵中「通所介護費等算定方法第二十号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第六号」と読み替えるものとする。
九十五　介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第二十九号の規定を準用する。
九十六　介護予防小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
第三十五号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑷中「通所介護費等算定方法第二十一号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第七号」と読み替えるものとする。
九十七　介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第二十九号の規定を準用する。
九十八　介護予防認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準
第三十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ⑵中「通所介護費等算定方法第八号」とあるのは、「通所介護費等算定方法第二十二号」と読み替えるものとする。
九十九　介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員処遇改善加算の基準
第二十九号の規定を準用する。

○厚生労働省告示第九十七号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定地域密着型サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）の全部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働大臣が定める施設基準

一　指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注7に係る施設基準

前年度の一月当たり実利用者（指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の所在する建物と同一の建物に居住する者に限る。以下この号において同じ。）の数（当該指定訪問介護事業所に係る指定訪問介護事業者（同項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所（同項に規定する指定介護予防訪問介護事業所をいう。）における前年度の一月当たり実利用者の数を含む。）が三十人以上の指定訪問介護事業所であること。

二　指定訪問介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注12に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。

三　指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注4に係る施設基準

第一号の規定を準用する。

四　指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注6に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が二十回以下の指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス等基準第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。）であること。

五　指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注2に係る施設基準

連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の名称、住所その他必要な事項を都道府県知事に届け出ている指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）であること。

六　指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3に係る施設基準

第一号の規定を準用する。

七　指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注8に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。

八　指定訪問リハビリテーションにおける指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注2に係る施設基準

第一号の規定を準用する。

九　指定通所介護の施設基準

イ　小規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

⑴　前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）に係る指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。）が三百人以内の指定通所介護事業所であること。

⑵　指定居宅サービス等基準第九十三条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いていること。

ロ　通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

⑴　イ⑴に該当しない事業所であって、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

⑵　イ⑵に該当するものであること。